

社会福祉法人おさなご会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おさなご会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額等)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別紙1の通りとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	支給対象者	報酬額（日額）	支給事由
役員等報酬	理 事 監 事 評議員	1, 5 0 0 円	理事会及び評議員会 開催時
監事監査指導報酬等	監 事	1, 5 0 0 円	監査指導等の業務を 行った時